

入札(見積り合わせ)結果調書

件名	中央図書館空気調和機・空調用ポンプ等点検業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)				
契約の相手方	旭川市東3条5丁目2番7号 大洋設備㈱ 代表取締役 戸村 行雄				
契約金額	451,000円(うち消費税及び地方消費税額45,100円)				
契約期間	令和5年9月1日から令和5年10月31日まで				
契約担当課	社会教育部中央図書館				
入札(見積)日時	令和5年8月1日				
入 札 (見 積) 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	大洋設備㈱	410,000			決定
一者特命の随意契約 とした理由	中央図書館設置の空気調和機及び各種ポンプユニット等は、同館の構造に合わせて設置された設備であり、冷暖房空調システムの中でも最重要部分として、その他の空調設備関連機器と密接に連携している。 また、新しい基幹部品とそうでない部品が入り交じる現状においては、経年劣化と点検時のトラブル、及び部品交換部位の設置不具合を区別して考える必要があるが、その見極めは非常に困難であり、点検中、若しくは点検後の不稼働時の責任区分を明確にしておく必要がある。 これらを考慮し、空調システムの連動性及び責任の明確化の観点から、先に契約した冷暖房設備機器冷暖切替え業務の受託者と随意契約を行わなければ契約の目的を達成できないと判断されるため。 旭川市随意契約ガイドライン2-(1)-ア- (エ)適用				